

石山寺・塑造淳祐内供坐像の造像について

高 梨 純 次

はじめに

滋賀県大津市石山寺辺町に建つ総本山石光山石山寺は、天平十九年（七四七）に聖武天皇の勅願として、良弁僧正が建立したと『石山寺縁起』などに記録され、名刹が集中する近江でも屈指の古刹である。秘仏となる如意輪観音を本尊とする国宝の本堂の東側には、天然記念物に指定される、寺名の由来ともなった硅灰石が路頭する奇観を目にすることが出来る。その平地の一角に建つ御影堂は、三間四方の方形造になるもので、南北朝時代から室町時代にかけての建造とされ、重要文化財に指定されている⁽¹⁾。ここで取り上げる塑造淳祐内供坐像（以下「本像」とする）は、この堂の奥の中央一間に設えられた厨子の中に、木造弘法大師坐像を中央に、左脇の木造良弁坐像とともに、右脇に安置されていた。

本像は、昭和三十六年（一九六一年）六月に重要文化財に指定された⁽²⁾（写真1—4）。

本像は、既に昭和三十年代に国指定の列に連なり、中世塑造の一作例として知られることになったが、その詳細について記述されているのは、この『解説版重要文化財3彫刻』が唯一といつてよからう。その後、二〇一二年秋に、

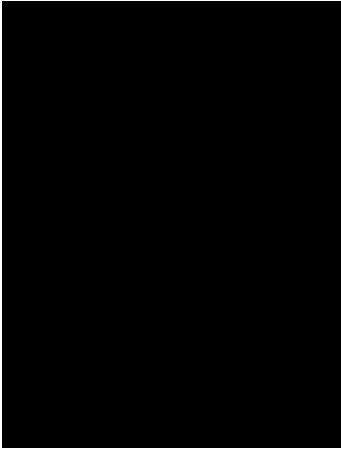


写真 3 塑造淳祐内供坐像 左側面

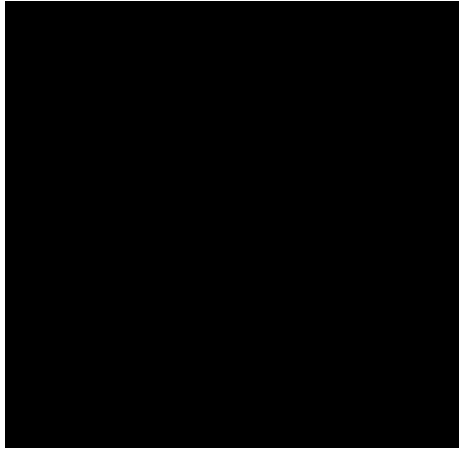


写真 1 塑造淳祐内供坐像

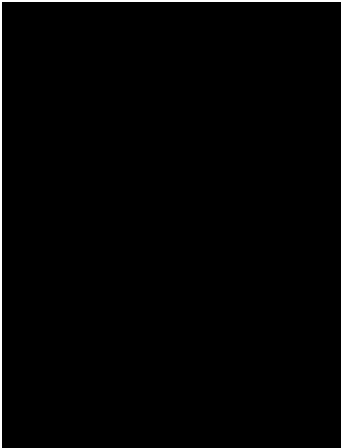


写真 4 塑造淳祐内供坐像 右側面

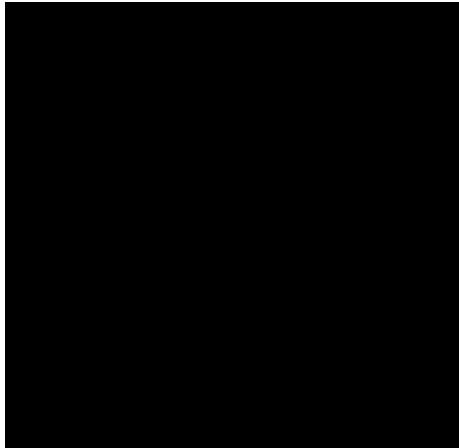


写真 2 塑造淳祐内供坐像 背面

滋賀県立近代美術館で開催された『石山寺縁起絵巻の全貌』展に御出座頂き、写真撮影を行い、現状が詳細に検討された⁽³⁾。

また、山内で継続して行われている聖教類、文献史料類の総合調査をはじめ、種々の文化財調査が進展するとともに、新しい事実が確認されるに及び、屈指の古刹石山寺に伝わる文化財についても、従来の認識を再検討する必要性に迫られている。本像についても、詳細な検討が行われない中で、後記するように、関連する木造弘法大師坐像などに刮目すべき新知見が得られたこともあり、ここで取り上げることとした。しかし、与えられている情報は限られており、また紙数の都合もあるので、ここでは、概要を記述するに留めたい⁽⁴⁾。

一 像の概要

本像は、塑造、彩色、玉眼、像高七七・六cm⁽⁵⁾、重要文化財に指定されている。

僧形で、頭頂をやや尖らせて表し、額に長く三筋の横皺を表し、眉を大きく湾曲させる。半眼には玉眼を嵌入し、瞳は墨彩して周囲を内から朱と墨で括り、白目を塗り、目尻と目頭に色をさす。鼻孔を表し、小鼻から左右に皺を振り分け、頬を筋肉質にみせるとともに、両頬を瘦けるように表す。唇は朱彩とし、やや太めに表して閉口する。耳輪は大きく廻らせて、耳孔を前よりに表す。首には皺や筋肉をみせて瘦身に表し、首を鎖骨の下にくぼめるように表す。

衣は、內衣二領を、胸前で左を外にして打合せ、大衣が左肩から右脇腹を通って背面を斜めに横切る。左は大衣の袖、右は內衣の袖が、それぞれ手首までを覆う。背面左側と正面左胸前の紐で、袈裟を吊上げる。袈裟の下端は、両

手首から結跏座する右脚などを覆い、両腰脇から畳座上に広がる。裳を着けて、曲象の天板に敷かれる畳座に、右脚を外にして結跏座する。

両腕は垂下し、右手を右大腿部に載せ、掌を上にして全指を曲げて独鈷杵を握る。左手は左大腿部に載せ、掌を上にして全指を曲げて念珠を握る。畳座上に、袈裟や裳の先端が広がるが、袈裟の袖は、左右の幅からして、畳座より外に出る。

表面は、木屎漆で塑形し、麻布で覆っているようで、厚く錆地のような下地を作り、白地の上に彩色するようである。なお、袈裟の釣紐の結び目に釘跡があり、結び紐先端付近にも釘穴とみられる痕跡がある。彩色については、肉身部は黄土系の肉色彩色かとみられ、內衣は朱などの彩色が想定される。また、袈裟には金泥かとみられる色料がかけられているが、これについては補彩の可能性があろう。

構造については、現状、全くこれを明らかに出来ないもので、とりあえず、これも前記した「報告書」の記述を要約しておきたい。前後に三材寄せた底板に井桁を組み、前面三材、背面三材を左右に寄せ、肩下がりに向かって狭くなる様に組み、体側左右に各一材をあてる形で体幹部の心木が構成されている。頭部については、体部心木の頂上に渡された横木に釘付けされた材を頂上に伸ばして心木としており、藁縄を巻いて材も用いて紙筋を混ぜた塑土を厚く一回で盛上げ、布張りする、としている。やや、理解に苦しむところもあるが、底板に材を立ち上げて心木とし、それに塑形するということである。なお、その図解においても頭部の詳細が記録されていないが、体部の心木によって首以上の部位の視認ができないということによるのであろう。「報告書」にある修理以前の側面写真、また現時点での観察においても言えるのであるが、右側面の耳の前後や左側面の耳寄り前の上部と耳後ろなどに剥離線がみえることからして、頭部も前後に心木のある可能性が想定されよう。

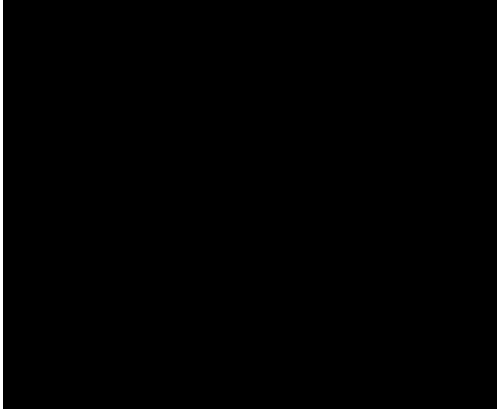


写真5 畳座裏面

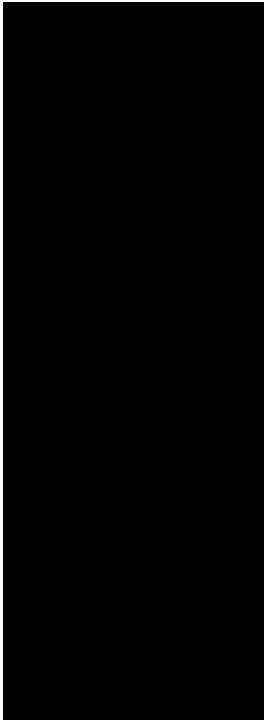


写真6 畳座裏面墨書

畳座はヒノキ材製で四材製として、周縁部を各々別材から造る。曲枘も木製で、各部位を別製とする、通常の構造となっている。

以上、「報告書」の記載に基づいて、概要を述べてきた。現存作例としては珍しい、中世塑像の本格的な遺例であり、極めて貴重な作例であることは言うまでもない。さらに、この修理に際して、後記するような多数の納入品も確認されており、それには明徳三年から四年（一三九二―一三九三年）の年記なども見いだされている。さらに、畳座裏面には

「応永五年^{戊寅}閏四月廿七日^時普賢院御影
開眼供養訖 座主僧 正守快春秋四十二」

の墨書があり（写真5・6）、応永五年（一三九八年）に開眼されたことが判明するのであり、基準作例として重要度もますことになる。

このような概要と評価を踏まえつつ、本像に関わる検討をしようとしているのだが、続いて、この修理に際して取
出された納入品について触れておきたい。

二 納入品と銘記の概要

納入品が取出された状況は、写真のようなものであり、良好なものとは言えない（写真7・8）。納入品は、新たな木箱を設え、すべてをその中に納めて、修理完了後に像内に戻されており⁶⁾、これを実見することは出来ない。畳座裏面の墨書も、その場所には底板が張られており、これも実見することは出来ない。

納入品の内容について、「報告



写真7 納入品の状況



写真8 像底

書」には、「納札二四点（完存のもの十七枚、破損のもの五枚）」と、地蔵印仏一卷としている。『重要文化財』編纂委員会編『解説版重要文化財 3 彫刻』では「地蔵摺仏（明徳三年）一括／塔婆形木札（明徳四年）二十二点／種子陀羅尼・願文等（明徳四年）一括」としており、現場写真（写真7・8）などから判断するに、このような理解が実体に近いように思われる⁷⁾。当稿では、この理解に基づいて進めるが、幸いにして塔婆形木札二四点のうち二三点の写真が残されている（写真10・11）。また地蔵摺仏は、再納入に際して卷子装に仕立て直されたようだが、巻頭の写真（写真9）などが、種子陀羅尼・願文等は断片の写真が残されている。いずれも、全容の把握にはいたらないが、概要を理解することは出来るように思うので、以下では、判読できる墨書について列記してみたい。

- 1 塔婆形木札（表）「（種字陀羅尼）」
（裏）「（種字）明徳四年七月四日善性敬白」
- 2 塔婆形木札（表）「（種字陀羅尼）」
（裏）「（種字）尼妙円聖靈明徳四年七月四日善性^{歌カ}□□」
- 3 塔婆形木札（表）「（種字陀羅尼）」

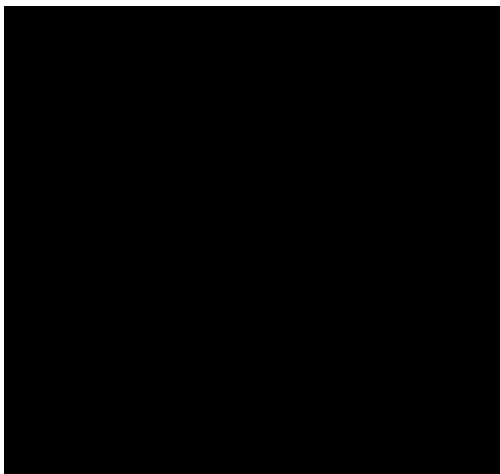


写真9 地蔵菩薩像印仏（部分）



写真 10 塔婆形木札 表

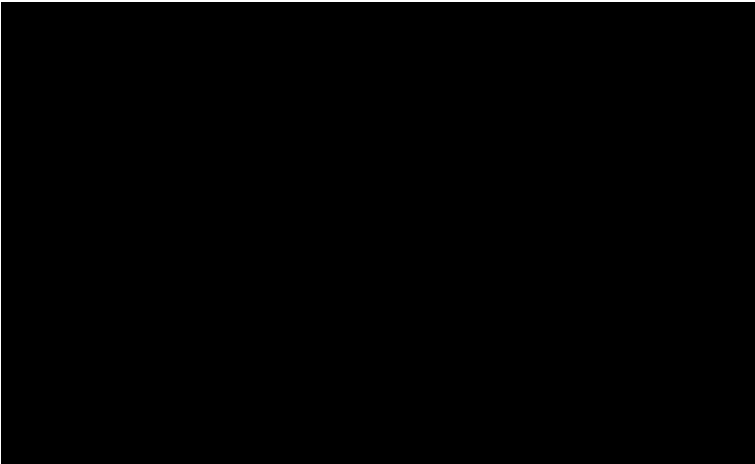


写真 11 塔婆形木札 裏

(裏) 「(種字) 迎良尊聖靈□

第三年造□□□良快敬□^{白カ}」

4 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) 一切衆生 明德四六廿四日

平等利益 良快敬白」

5 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) 一切衆生 明德四六廿三

平等利益 良快敬白」

6 木札断簡 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) □□ □ 右志者□□/ □□」

7 木札断簡 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) □」

8 木札下部 (表) 「□□南無地藏大菩薩 南無地藏大菩薩」

(裏) 「(種字) 右志者為 明德四年

□□聖靈 清義敬白

法界衆生也 七月六日

9 木札下部 (表) 「□□南無地藏大菩薩 南無地藏大菩薩」

(裏) 「(種字) 右志者為□□明德四年

(種字) 衆生□ □ 清義敬白
(種字) □ □ 七月六日 □

10 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) 一切衆生 明德四年六月廿六日

平等利益 金剛仏子良快敬白」

11 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) □ 為□^(本カ)□^(阿カ)尊靈也明德四年七月四日善性」

12 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) 一切衆生 明德四年六月廿七日

平等利益 金剛仏子□^(良快カ)敬白 □

13 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) □ □ 聖靈□^(明徳カ)□^(明徳カ)四六廿也

□ □ □

14 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) 為□^(尊カ)尊靈 明德四年七月二日
金剛仏子良快□」

15 塔婆形木札 (表) 「(種字陀羅尼)」

(裏) 「(種字) 一切衆生 明德□年七月三日

平等利益 金剛仏子良快敬白」

- 16 塔婆形木札下部 (表) 「(種字陀羅尼)」
 (裏) 「(種字) 一切衆生 明徳四年七月四日
 平等利益 金剛仏子良快敬白」
- 17 塔婆形木札下部 (表) 「(種字陀羅尼)」
 (裏) 「(種字) 為俊祐袒師御世 明徳四年七月二日
 金剛仏子良快敬白」
- 18 塔婆形木札断片 (表) 「(種字陀羅尼)」
 (裏) 「(種字) □ □ □」
- 19 塔婆形木札下部 (表) 「(種字陀羅尼)」
 (裏) 「(種字) 為法界衆生 □ □ □ □ □ 清義
 □ □ □ □ □^(恩力) □ □ □ □ □
- 20 塔婆形木札下部 (表) 「(種字陀羅尼)」
 (裏) 「(種字) 為法界衆生 明徳二二年七月六日 清義敬白」
- 21 塔婆形木札下部 (表) 「(種字陀羅尼)」
 (裏) 「(種字) □ 界衆生 明徳四年七月二日
 平等利益 金剛仏子良快敬白」
- 22 塔婆形木札下部 (表) 「(種字陀羅尼)」
 (裏) 「(種字) □ □ □」

種字陀羅尼・願文等

納入紙片1墨書

【種字真言の間に以下のような墨書が散見される】

「為志□靈」

□□隆然追善也」

「為せうけ追善也」

「為□□大□□□□」
(追善也カ)

「右志者為清義逆修追善

明徳四年七月五日 清」

「為心覚逆修追善也」

納入紙片2墨書

□□半蔵 □□

本恵 性一

【種字真言】

金剛□□」

納入紙片3墨書

「奉□□□□」
(所化カ)

西国三拾三所□

納明治十八」

納入紙片4墨書

「 「 「

□ 年到来「

「 「 「 為志者成恵追善□□

納入紙片5墨書

「 「 「^(仏カ)師杲仁_{白敬}

「 歳卅六」

納入紙片6墨書

いずれも断片の最下段のみ現存

「等利益也／□／法界／□／法界／□／利益也／□／□／益也」

納入紙片7墨書

いずれも断片の最下段のみ現存

「□／□／□／□／□／不浄／□／光眼／□／乃至／□^(死カ)／□／無／□／□／□／夢／□／故／□／羅蜜／□／哉／□／羅蜜／□

地藏菩薩立像印仏巻墨書（入写真判明分）

「明德三年正月一日」

（地藏菩薩立像印仏六体）

「二日」

(地藏菩薩立像印仏六体)

「三日」

地藏菩薩立像印仏巻断簡墨書(入手写真判明分)

「六月一日」

「三月一日」

「九月一日」

提供を頂いた写真等を判読した結果は、このようなことであるが、図版でも示しているように、塑土の断片とともに、納入品も断簡状になっていることもあって、全容については掴みきれていない。また、難読になるものも多く、解釈には隔靴搔痒の感もあるが、簡単に気になるところについて指摘しておきたい。

まず、塔婆形木札の真言について、これを各木札について詳細に判読する事は行わないが、概要だけを述べておきたい。表の面については、胎藏大日如来の真言「ア・ビ・ラ・ウン・ケン」を上下逆にして記し、その下には光明真言を記すものが主流となる。裏面については、金剛界五仏を上にして、如意輪・薬師・毘沙門を配したものの、阿弥陀三尊、「カ」を六個記した六地藏と推測されるもの、そして五大明王かとみられる五字が上から下に記されるものが多い。漠然とした見通しからすると、表裏で金胎両部の大日如来を表し、光明真言や阿弥陀三尊、そして六地藏と、死者追善に関わる木札である可能性が高い。

種子陀羅尼・願文等のうち納入紙片三には、「明治十八」の年記がある。となれば、本像は、この時期に一度解体された可能性が求められようが、他にこの種の納入品や解体についての証左が得られないことからして、これは、参詣者によって持ち込まれた紙片が、紛れ込んだようなものと解釈しておきたい。この年記を外して考えると、地藏菩薩立像印仏巻墨書の最初にある「明德三年正月一日」が初日の日付であり、8と9の木札下部にある「明德四年七月六日」が最終日となる。現状についていうと、明德三年（一三九二年）から翌年の七月六日あたりに、これら一連の納入品が作成されたということになる⁸⁾。これらを納めた本像は、応永五年（一三九八年）四月二十七日に、石山寺座主僧正守快によって開眼供養されたのであるから、その間にも何らかの事業が行われていた可能性もある。

一連の納入品は、本像に納められていたのであるから、当然といえば当然のことながら、本像の造像に関わつての事業ということだが、17塔婆形木札の墨書に「為俊祐祖師御世明德四年七月二日」とあることからして、やや意味を解しかねる点もあるが、「俊祐祖師」即ち淳祐祖師の造像を目指しての事業であることを確実にしてくれている。そして、この塔婆形木札には、善性や清義という署名があるが、頻出するのは良快である。確実に良快の署名が読み取れるのは九点であり、可能性がある一点を含めると、六月二三日から七月三日までの間の十点となり、約半数近くの数字にのぼる。

十四世紀末から十五世紀初頭の記録には、良快という名乗りの僧が複数みられる。石山寺と関係が深い真言系の僧侶についてみると⁹⁾、まず東寺領播磨国矢野庄の記事に登場する学衆方公文の伊予良快があげられる。伊予良快の筆跡については、東寺百合文書などに残されており、比較検討が出来る。例えば、永和元年（一三七五年）四月三日付「良快八条院々町給主職請文」¹⁰⁾の花押を伴った謹直な署名をはじめ、それに近い康応二年（一三九〇）二月一日付「籠衆方試講布施支配状」¹¹⁾などから、嘉慶二年（一三三八年）三月日付「山城国拝師庄未進年貢注文」¹²⁾や、より略筆

になる応永二年（一三九五年）十二月三〇日付「勸学会試講布施支配状」⁽⁶⁾などに共通する、「良」の最終二画を「く」の字状に強く打つ点や、「快」の第二・三画を横に連続する線で表す点など、極めて近いものがある。しかし、この時期の「良快」と署名する場合、僧侶などであれば、別人であっても比較的近い筆跡が想定されるようにも思われるから、このことのみから同一人と結論づけるのは早計であろう。

因に、この伊予良快は、応永十二年（一四〇五年）四月十一日に他界しているが⁽⁷⁾、この後にも良快なる僧は記録に現れる⁽⁸⁾。この良快は、応永十四年（一四〇七年）などの後七日御修法の伴僧として記録されているが、伊予良快の極位が法眼であったのに対して、この良快は法橋位であることからしても、伊予良快より若い別人ということになる。

このようにみえてくると、同名異人が存在するのは当たり前のことであり、筆跡からの判断が必ずしも同一人を指すとはいえないが、世代的な観点からしても、伊予良快は覚えておく必要があるかもしれない。

納入品の墨書については、検討すべき点も多いが、紙数の都合もあり、詳細な検討は今後の課題としておきたい。

三 本像をめぐる課題

近年、本像にも関わる大きな発見は、並んで安置されていた木造弘法大師坐像の修理に際して、像内から墨書が確認されたことであろう⁽⁹⁾。頭部内面の墨書には「大宮／（カ）カ 浅川／（カ）カ あさ川／（カ）カ 作者／祐善」と「明とく二年／（カ）カ 八月廿一日時正／中日也」とあり、明徳二年（一三九一年）に造像されたことが判明した⁽¹⁰⁾。この弘法大師坐像は、『石山要記』第二仏像部によると、御影堂に弘法大師像と淳祐内供像が安置されていると記録している⁽¹¹⁾。『石山要記』に記録さ

れる、江戸時代後期の尊賢僧正の時代における安置状況は、前記した近年までの状況と同じである。さらに、伏見宮貞成の日記『看聞御記』永享三年（一四三一年）十月二三日条に「一堂ニ弘法大師御影、石山内供淳祐御影等拝見、障子ニ石山縁起絵図之。殊勝也」とある。伏見宮貞成は、何度か石山寺に参詣しているが、永享三年秋の参詣に際して、弘法大師像と淳祐内供像を一堂で拝見したとしている。これについては、諸般の事情からして、ここで取り上げている弘法大師像と本像をさす蓋然性が極めて高い。

この『看聞御記』の記録も視野に入れると、明徳二年（一三九一年）八月頃に木造弘法大師坐像が造立されている。そして翌三年元日から本像に納められている「地藏菩薩立像印仏巻」の押捺が始められたとみられ、九月にも継続されていることが分かる。さらに、翌明徳四年（一三九三年）六月から七月にかけて、同じく本像に納められた塔婆形木札が作られている。これらを納入した本像は、石山寺座主守快によって、応永五年（一三九八年）閏四月二十七日に開眼供養された。そして、その三三年後の永享三年（一四三一年）に、両像が一堂に祀られていることを、伏見宮貞成が記録しているのである。

このような経緯を辿ってみると、明らかに弘法大師と淳祐内供を同じ堂に祀ることを前提として、ひとつの計画として両者は造像されたとしてよからう。いずれも、石山寺の長い歴史の中で、特に真言系寺院としての名刹という点においていえば、この二人の高僧が果たした役割の大きさは自明であろう。さらに、高野山奥の院の弘法大師御廟での奇瑞によって、大師の聖なる薫りが淳祐に移り、一生涯その薫りが消えないばかりか、その写経にも移り、世に淳祐によって写された一連の写経を「薫聖教」と呼び習わしている伝説⁹⁹が注目されよう。『看聞御記』に「障子ニ石山縁起絵図之」とする縁起絵のシーンも、あるいは高野山における淳祐の奇瑞譚を図画化したものであったかもしれない。この、奇瑞譚は、現状における史料のあり方からすると、『古事談』や『平家物語』などが編集された頃には

流布していたとみられるが、『扶桑略記』などには、高野山の弘法大師廟堂に関わる別の奇瑞譚が記録されている²⁰。これは、藤原教通が高野山に参詣したおりの記録として語られているが、扉の開閉についての奇瑞譚であり、淳祐が弘法大師廟に関わる古い段階の説話として注目されよう。

『石山寺僧宝伝』²¹によると、淳祐（八九〇—九五三）は、菅原淳茂の子で菅原道真の孫として生まれ²²、昌泰二年（八九九年）に観賢に師事して石山寺で出家、延喜三年（九〇三年）に如意輪軌儀を、五年に金剛界大法、七年に大悲胎藏大法を受法した。延喜十二年（九一二年）に、観賢に伴われて高野山に赴いたおり、前記した奇瑞が現れたとする。延長三年（九二五年）に観賢より般若寺道場で両部灌頂を受法し、後に内供奉十禅師、伝灯大法師に補任され、観賢の跡を継いで石山寺第三代座主に就任している。そして、天曆七年（九五三年）七月二日に入滅したと記録されている。付法の弟子として、元果、真頼、寛忠、救世などがあげられている。また、系脈をとわないという事では、比叡山延暦寺の座主を務めた良源にも付法したと記録され、『石山寺縁起絵巻』には、台密事相の大成者とされる皇慶からも指導を求められたとしている。そして、当然の事ながら、薫聖教とよばれる自筆の写経をはじめ、後世に筆写され、継承された淳祐関係の経軌類は膨大である。聖宝、観賢の後継者として三代目の石山寺座主に就任した淳祐は、高い学識によって教学の発展に尽力し、そして有力な真言寺院としての石山寺の確立に果たした功績は、群を抜いている。

この淳祐の姿については、仁和寺に伝来する『三国祖師影』²³に「内供淳祐／石山普賢院」として白描画像が残されている。右前方を凝視して、右手は表さず、胸前で左掌に念珠を載せて座する形で描かれるが、本像では、両手を膝の上ののせ、右手で独鈷杵、左手で念珠を握って座している。本像は、『三国祖師影』の図様とは異なるが、異な

った古い図様が残されているということは、そのような肖像が作られていたことが想定されよう。もし古像が作られていたとすれば、それに相応しい場所は石山寺であったということになるが、そのような想定ができるとすれば、本像は原像を違えて造像されたということになる。尤も、多くの肖像が造られたとは思われず、一般化して準拠すべき図様が固定されていなかったであろう。本像を観察するに、やや理想化された表情とはいえ、逼真的なその表情などからして、モデルの存在が想定されようか。モデルを想定するならば、本像は応永五年（一三九八年）に石山寺十九代座主であった守快によつて開眼供養されているのであり、この守快の周辺が注目されよう。

守快は、洞院公賢の子息で、兄であり師でもあった杲守を継いで石山寺座主となる²⁴⁾。この時期の石山寺は、東寺一長者も務めた十六代座主守恵、十七代座主益守など洞院家の出身者が連なっている。杲守・守快の兄弟には、慈守や慈昭など天台僧として活躍する人物もいるが、特に東寺・仁和寺に連なる石山寺における立場は格別であった。守快は、応永元年に杲守の七回忌追善の為に「大孔雀明王経」を書写供養しているが²⁵⁾、とすれば、前石山寺座主杲守は嘉慶二年（一三八八年）に没したということになる。紙数の都合もあり、杲守の詳細な履歴を述べる事は控えたいが、その事跡については、『石山寺縁起絵巻』の筆者としても研究が進んでいる²⁶⁾。杲守も洞院公賢の子息で、貞治二年（一三六三年）には東寺長者となるが²⁷⁾、折から権門寺院の内外で起きる抗争の余波が石山寺にも及ぶことになり²⁸⁾、貞治七年（一二六八年）には、座主杲守も寺僧によつて幽閉されるなどの憂き目にあう事にもなる²⁹⁾。このような、兄であり師でもあった杲守の存在は、守快にとつて格別のものであったと推測される。塔婆形木札の真言には、光明真言や六地藏などの種字があり、一面において死者追善を目指したものでもあろうから、十年ほど前に他界した杲守に関わるものと推測することは許されよう。理想化された逼真的な人物表現の追求は、守快の意図による兄であり師でもあった杲守を、石山寺の隆盛に尽した、まさしく祖師であった淳祐になぞらえての造像であったと考え

られる。

ところで、一連の事業として計画され、同じ堂に安置されていた弘法大師像と本像について、前記した、『石山要記』では「大師・内供共以塑像也」としている。実際は、木像と塑像と、その技法を違えての造像であるが、一連の事業について技法を大きく違えるのは不審といえ、不審であろう。それもあつて、学識高い尊賢僧正も、両者の技法を見分けず、いずれも塑像と認識している。

近江における中世塑像ということになると、貞治六年（一三六七年）に示寂した湖東・永源寺の開山、寂室元光の頂相彫刻として康暦元年（一三七九年）に供養された寂室和尚坐像をはじめ、湖東三山のひとつ西明寺には、応永十二年（一四〇六年）の刻銘がある錫杖を抱える魍魎鬼人像が知られており、同じく本堂後陣に祀られる慈恵大師坐像なども塑像の可能性がある。近江には、この十四世紀を前後する頃を中心に、中世塑像の作例が確認されているが、ここでその詳細について述べている余裕はない。しかし、いずれもが高僧の肖像や冥界に関わる像など、死者追善を目的しての造像とみられる。そこで、塑造として造像された本像に関して想像を逞しくするならば、前記したような杲守との関連からして、その骨灰が塑土に混入されているのではなからうかというものである。近年、骨灰が塗布されていることが確認された像として、高野山金剛峯寺の不動明王立像と奈良・金峰山寺の釈迦如来立像があるが、いずれも木彫に塗布されている。中世における遺骨や骨灰についての研究は様々な成果を生み出しているが³⁰、基本的に中世が木彫の時代であることからすれば、木彫を基本としてそこに塗布することや、納入するということも当然といえ、当然の手法であろう。金剛峯寺像については像高二五八cmの巨像に納入されている像に骨灰と見られる白い塗布物がかけられている。金峰山寺像については、像内の内割り面に広く塗布されているもので、光明真言土砂加持と

の関連が推測されている³¹⁾。

このようにみてくると、弘法大師像を木像とし、本像を塑像としたについては、開眼供養をした守快が、杲守の追善を、ある意味では壮大な形で遂げようと、杲守を淳祐内供になぞらえる形で、その骨灰などを用いながら造像したのではないかと想定する。一連の事業の中で、技法を大きく違える理由は、まさに守快による杲守への敬愛が現れたものと解しておきたい。

結びにかえて

近年、中世の石山寺に関わる研究が、総合調査の進展などによる資料の公示によって、進みつつあるが、多くの古代彫像が現存する石山寺の美術研究が、古像を中心として進められてきたについては致し方ないことであろうし、それは当然の事ながら、優れた成果を生み出し続けている。当稿は、木造弘法大師坐像の墨書の確認によって、本像の位置づけも再考される必要が生じると考え、蛮勇をふるって仮説を提示してみた。

中世における石山寺の研究が、古代におけるその創建などに関わる研究と比較するならば、決して進んでいるとはいえない。そのなかで、『石山寺縁起絵巻』が制作されるについての事情が、中世石山寺研究の先端を進行しており、絵巻物研究などに、多くの業績があげられている。同時に、真言寺院や東大寺などとの関係を視野に入れた研究なども現れているが、それらを総体として捕えてゆくような視点が必要となろう。当稿は、資料研究の限界もあるとはいえ、まことに中途半端で、推測に推測を重ねながら、証明の難しい仮説を提示するような仕儀となったが、より精度の高い本像の研究を目指すこととしたい。論点は多岐にわたるものであり、識者・先学のご教示を待ちたい。

- (1) 註
 大本山石山寺『石山寺の古建築』(二〇〇六年)。
 『重要文化財』編纂委員会編『解説版重要文化財 3 彫刻』(一九八一年 毎日新聞社)。
 重要文化財指定については
- (2) 「塑造淳祐内供坐像(所在御影堂) 一軀
 像内に明徳三年地藏摺仏、明徳四年塔婆形木札及び願文経卷等を納める
 台座裏面に応永五年閏四月廿七日、普賢院御影、開眼供養訖、座主僧正守快の銘がある
 滋賀県大津市石山寺辺町 石山寺
 像高七七・六cm 室町時代」
- (3) とある。
 展示会場での検討などによって、現在表面の剥落留めなどを中心とした、保全のための文化財修理が行われている(二〇一五年十一月時点)。
- (4) 当稿をなすについては、石山寺当局と(公財)日本美術院国宝修理所、滋賀県教育委員会文化財保護課のご協力により、昭和三七年度に実施された、本像の修理報告書などを披見できた。拙稿の本像に関わる概要記述は、大半をこの「重要文化財修理報告書」(以下「報告書」とする)に負っている。ただし、本稿での文責が筆者にあることはいうまでもない。
- (5) 法量の細目は「報告書」の数値を記しておく(単位はcm)。
 像高 七七・八、頂一顎 二五・七、面幅 一四・二、耳張 一八・〇、面奥 一九・二、胸奥 二二・八、腹奥 二五・〇、肘張 五七・二、袖張 九一・〇、膝張 六四・九、膝奥 四二・六、膝高 二二・八。
- (6) この新調箱の写真が残されており、蓋表の墨書は以下のとおり。
 「明徳四年の小塔婆十七枚破損五枚大徳・淳祐内供尊像大修理の際体内より発見/せり今回新調の箱に入れ体内に納む令法久住利益萬人国家安全を守護し給へ 座主大僧正光遍」
- (7) 「報告書」には、この納入品について以下のように記述している。
 「胎内より明徳四年の墨書ある納札二四点(完存のもの一七枚、破損のもの五枚)/大、長 三〇・八cm 巾 一・九cm 厚 〇・四cm / 中1、長 二四・九cm 巾 一・三cm 厚 〇・三cm / 中2、長 二〇・七cm 巾 二・二cm 厚 〇・三cm /

- 小、長 一五・六cm 巾 一・五cm 厚 〇・五cm
地藏印仏、明徳三年正月一日の墨書一巻を発見す。／一張の長さ四・一cm 巾 七cm 巻いた径四cm」
(8) なお、15塔婆形木札には「明徳二年七月三日」と判読できるものがあるが、やや難読であり、この年の遺物がみられないこともあり、「二二」のような記述であったかと推測した。従って作成時期は、前記した約一年半と理解しておく。
(9) 『大日本史料』の索引等によって検索した結果によっている。以下、出典を特に断らない場合、『大日本史料』によっている。
(10) 「卜函／六四／良快八条院々町給主職請文」（『京都府立資料館 東寺百合文書WEB』）。以下、良快署名の比較検討に関する東寺百合文書の出典は、すべてこのWEBサイトによる。
(11) 「ノ函／九六／籠衆方試講布施配状」。
(12) 「チ函／四九／山城国拜師庄未進年貢注文」。
(13) 「よ函／八九／勸学会試講布施配状」。
(14) 応永十二年五月十八日条「伊予法眼良快跡家活却事／彼小庵、今度刻^{良快法眼、去月立之}（以下略）」とある。
(15) 伊藤俊一・近藤俊彦・富田正弘『東寺廿一口供僧方評定引付』第一巻（二〇〇二年 思文閣出版）。
(16) 「応永十四年真言院後七日御修法請僧等事」に「大行事法橋良快」とあり、「応永十六年真言院後七日御修法請僧等事」に「大行事法眼良快」とある（ふ函／五／一五／真言院後七日御修法請僧交名）『京都府立資料館 東寺百合文書WEB』。
(17) 長谷法壽「石山寺の弘法大師坐像について―南北朝時代の在銘彫刻の一例―」（『大法輪』六九―八二、二〇〇二年）。
(18) なお玉眼内部の紙裏に「再障康英敬白／于時慶長七年八月吉日」とあり、少なくとも慶長七年に頭部が解体されたとみられる。
(19) 『石山要記』第二 仏像部（石山寺文化財総合調査団『石山寺資料叢書 寺誌篇第一』二〇〇六年 法蔵館）
「・法華堂祖師像／今御影堂所安置者、中央弘法大師、右良弁僧正、左内供淳祐也、往古以普賢院為御影堂、安置祖像修行影供、其院顛倒之後、以法華堂為御影堂、但近世大師・内供二祖像許而、於良弁僧正者近世加之、大師・内供共以塑像也、良弁像木像也、何時代造立歟不詳、年序推移、破壊尤甚、早可加修理者也」。
『古事談』「卷第三」、「平家物語」「卷十 高野の巻の事」など。因に、『古事談』の記事は「弘法大師御入定之後、経八十餘年、般若寺僧正親賢參入奥院、御衣ヲ奉令着改。被奉剃御髮ケリ、其時僧正弟子石山内供奉淳祐ハ不奉見云々、仍僧正淳祐

ノ手ヲ取テサグリマ井ラセマイラレケル、其手ハ一生之間カウバシカリケリ、其後更無臨參廟院之人云々追記云、石山聖教ノ于今
薰香也云々、是淳祐之
手ヲ触之故」とある。

(20) 『扶桑略記』治安三年（一〇二三年）十月二三日条「僧正被申云、大師入定之後、漸欲二百年、廟堂殊不開闔、而先季有石山僧淳祐者、安住一念、斯以百日、午時廟堂之戸無人少開」とある。

(21) 『石山寺僧宝伝 甲本』（石山寺文化財総合調査団『石山寺資料叢書 寺誌篇第一』二〇〇六年 法蔵館）。

(22) 淳祐の出自については、これを菅原氏とする一方で、『尊卑分脈』（国史大系）や『五八代記』（大日本史料 一一九）では嵯峨源氏に出自を求めている。また、『石山寺縁起絵巻』の巻第二の第六段では「普賢院の内供淳祐從五位下」としているが、これは「尊卑分脈」に淳祐の父とされる、源融の弟勤の子激と同一人であろう。当然『尊卑分脈』には、菅原淳茂の子やその周辺に淳祐の名前は見いだされない。即ち、『石山寺縁起絵巻』では、淳祐内供は菅原道真の孫とは認識されていないということになる。

(23) 『三國祖師影』（大正新脩大藏経図像 一〇）。

(24) 『尊卑分脈』など。『石山寺年代記録』（石山寺文化財総合調査団『石山寺資料叢書 寺誌篇第一』二〇〇六年 法蔵館）では守快について「杲守僧正附法同舍弟也」としている。

(25) 『石山寺の研究 校倉聖教・古文書篇』第一函 一一（石山寺文化財総合調査団 二〇〇六年 法蔵館）。

(26) ここでは、以下の先学の論考を参考にした。梅津次郎「石山寺縁起絵について」（『日本絵巻物全集』第二二巻 一九六六年 角川書店）。吉田友之「石山寺縁起絵 七巻の歷程」・木下政雄「石山寺縁起」の筆者について」（小松茂美編『日本絵巻大成 第一八巻 石山寺縁起』一九八八年 中央公論社）。相澤正彦「石山寺縁起絵巻の五〇〇年」（滋賀県立近代美術館『石山寺縁起絵巻の全貌』二〇一二年）。

(27) 『東寺長者補任』（群書類従）、『石山寺年代記録』など。

(28) 西尾知己「弘安徳政と東大寺別当の性格変化」（『史観』一五六 二〇〇七年）、西田友広「鎌倉後期の石山寺と権門寺院」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一八 二〇〇八年）。

(29) 『愚管記』（大日本史料 六一二九）「六月十八日、丁巳、晴、伝聞、石山座主杲守僧正興満寺々僧確執、去十三日夜僧正坊人数輩為寺僧被殺害、大略無残所、於僧正者被幽閉寺中云々」。

(30) 当稿で参照した文献については以下による。狭川真一「中世の火葬、その初期の形態」・藤澤典彦「中世における火葬受容

- の背景」(狭川真一編『墓と葬送の中世』二〇〇七年 高志書院。大喜直彦『中世びとの信仰社会史』(第一部第五章 生命・身体としての遺骨―親鸞遺骨墨書発見によせて―)二〇一一年 法蔵館)。近江の遺跡を扱ったものとして、多賀町教育委員会編『敏満寺遺跡―石仏谷遺跡』(二〇〇五年 サンライズ出版)がある。
- (31) 神田雅章「金峰山寺釈迦如来立像について―修理報告をかねて―」(『鹿園雑集 奈良国立博物館研究紀要』一〇 二〇〇八年)。

追記

当稿をなすにあたり、大本山石山寺座主鷲尾遍隆猊下より格別のご高配を賜った。また石山寺鷲尾龍華師には、塔婆形木札の真言等についてその判読をして頂き、また種々のご教示を賜った。その墨書の判読については、滋賀県立琵琶湖博物館橋本道範氏・渡邊潤子氏よりご指導を得た。また(公財)美術院国宝修理所所長藤本善一氏をはじめ、修復部長岩下淳氏、技師門脇豊氏には、現在修理中の現場でご教示を賜るとともに、前回の修理についての資料・報告書についてもご高配を賜った。関連する諸像については、高野山霊宝館宮崎隆仁師、奈良県教育委員会神田雅章氏より、貴重な情報をご教示頂いた。末筆にて恐縮ながら、心からお礼を申し上げます。

重要文化財塑造淳祐内供坐像1―4の写真は、寿福滋氏の撮影による。それ以外は『報告書』の写真を用いた。

